

物価高騰や米国関税措置等により影響を受ける県内事業者の皆様への主な支援策

令和7年6月16日時点

最新情報につきましては、必ずリンク先のホームページや窓口で御確認をお願いします。※黄色セル: 今回の更新箇所

目 的		事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
事業を 守る	相談窓口	米国関税措置や物価高騰などにより影響を受ける中小企業者等に対し、資金繰り・経営に関する相談対応を実施する。	米国関税措置等に係る相談窓口	県	広島県商工労働局経営革新課 (金融支援に関すること) TEL 082-513-3321 (経営支援に関すること) TEL 082-513-3371
			【県庁での相談窓口】 米国関税措置等により影響を受ける県内中小企業者等の資金繰り・経営に関する相談対応を実施	国 ほか	各機関にご連絡ください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/sos
	資金調達	県内中小企業等の資金繰りに対する支援	広島県制度融資	県	広島県商工労働局経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321
		関税措置により輸出が停滞又は取引条件が悪化する企業への資金繰り支援	経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	国	【日本政策金融公庫】 (国民生活事業) 広島支店 0570-077861 呉支店 0570-080581 尾道支店 0570-079509 福山支店 0570-079765 (中小企業事業) 広島支店 082-247-9151
			【対象者】 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業績悪化をきたしているが、中長期的にはその業績が回復し発展することが見込まれる中小企業・小規模事業者 【対象要件】 最近3ヶ月の売上高が前年同期または前々年同期に比べて5%以上減少等 一自動車部品メーカー等、米国の自動車に対する関税引上げ等の影響を受ける事業者については、数値要件を満たさずとも、適用対象 【制度内容】 対象資金：設備資金及び運転資金 貸付限度額：中小企業事業：7億2,000万円 国民生活事業：4,800万円 貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内 据置期間：3年以内 貸付利率：基準利率(中小企業事業：2.05%、国民生活事業：2.70%) < 令和7年4月現在 > ※ 貸付期間5年以内の標準的利率、実際の適用利率は担保の有無や信用リスク等により異なる		
事業 転換等		中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業転換等を支援	自動車産業「ミカタプロジェクト」	国	(公財)ひろしま産業振興機構 TEL 082-240-7713
		既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出等に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援する。	中小企業新事業進出促進補助金 申請受付開始: 令和7年6月頃(予定) 公募締め切り: 令和7年7月10日(木)	国	新事業進出補助金事務局 コールセンター <コールバック予約システム> https://shinigygyou.resv.jp/reserve/calen

目 的			事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
事業を守る	設備導入	中小企業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた、革新的な新製品・新サービスの開発や海外需要開拓に必要な設備投資等を支援します。	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔製品・サービス高付加価値化枠、グローバル枠〕 20次締切 R7. 4. 25 ～R7. 7. 1	■補助上限： ・製品・サービス高付加価値化枠 750万円～2,500万円(※) ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。 ・グローバル枠 3,000万円 海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ■補助率： ・製品・サービス高付加価値化枠 中小企業 1/2、小規模企業・小規模事業者及び再生事業者2/3 ・グローバル枠 中小企業 1/2、小規模企業・小規模事業者 2/3	国	ものづくり補助金事務局 TEL:050-3821-7013
	下請取引	下請取引に関する苦情又は紛争について相談したい	下請かけこみ寺	(相談対応) ・取引に関するさまざまな相談に、中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士が無料でアドバイスを行う。 (迅速な紛争解決) ・中小企業が抱える取引に関する紛争を解決するため、登録弁護士等が裁判外紛争解決手続(ADR)を行う。	国	(公財)ひろしま産業振興機構内 TEL 0120-418-618
	取引先との関係構築	大企業と中小企業の共存共栄を目指し、サプライチェーン全体の付加価値増大や下請企業との望ましい取引慣行の遵守を宣言した企業は、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに自社の宣言内容や取組等を紹介する。	パートナーシップ構築宣言	○宣言した企業の宣言内容や取組等を「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトへの掲載 ①「ロゴマーク」の使用 ② 国や県の各種補助金の加算対象(対象補助金は今後追加予定。随時変更があるのでポータルサイトにてご確認ください。) 【中小企業新事業進出促進補助金】(再掲) 既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出等に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援 【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】(再掲) 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な中小企業等の設備投資等を支援	国	○「宣言」の内容について 内閣府政策統括官付参事官 (産業・雇用担当)付 TEL 03-6257-1540 又は 中小企業庁企画課 TEL 03-3501-1765 ○「宣言」の提出・掲載について (公財)全国中小企業振興機関協会 TEL 03-5541-6688
雇用を促進する	賃上げ	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成	キャリアアップ助成金	・ 正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成 【重点支援対象者の場合】 ①有期→正規:1人あたり基本助成額80万円(大企業60万円) ②無期→正規:1人あたり基本助成額40万円(大企業30万円) 【重点支援対象者以外の場合】 ①有期→正規:1人あたり基本助成額40万円(大企業30万円) ②無期→正規:1人あたり基本助成額20万円(大企業15万円)	国	広島労働局 TEL 082-502-7832 各ハローワーク コールセンター TEL 0120-60-3999
				・ 障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成 【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】 ①有期→正規:1人あたり 基本助成額120万円(大企業 80万円) ②有期→無期:1人あたり 基本助成額60万円(大企業 45万円) ③無期→正規:1人あたり 基本助成額60万円(大企業 45万円) 【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者の場合】 ①有期→正規:1人あたり 基本助成額90万円(大企業 67.5万円) ②有期→無期:1人あたり 基本助成額45万円(大企業 33万円) ③無期→正規:1人あたり 基本助成額45万円(大企業 33万円)		
				・ 賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成 ①3%以上4%未満増額改定:1人あたり基本助成額4万円(大企業2.6万円) ②4%以上5%未満増額改定:1人あたり基本助成額5万円(大企業3.3万円) ③5%以上6%未満増額改定:1人あたり基本助成額6.5万円(大企業4.3万円) ④6%以上増額改定:1人あたり基本助成額7万円(大企業4.6万円)		
雇用を促進する				・ 賃金規定等共通化コース ○有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成 1事業所当たり 基本助成額 60万円 (大企業 45万円)	国	
				・ 賞与・退職金制度導入コース ○有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成 1事業所あたり 基本助成額 40万円 (大企業 30万円) ● 同時に導入した場合に加算 1事業所あたり 基本助成額 16万8,000円 (大企業 12万6,000円)		
雇用を促進する				・ 社会保険適用時処遇改善コース 短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ又は労働時間の延長を実施した場合に助成 または、短時間労働者の週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図り、当該労働者を新たに社会保険の被保険者とした場合に助成 ①手当等支給メニュー 1人あたり 基本助成額 50万円(※1) (大企業 37.5万円) ②労働時間延長メニュー 1人あたり 基本助成額 30万円 (大企業 22.5万円) ③併用メニュー 1人あたり 基本助成額 50万円(※2) (大企業 37.5万円) ※すべての支援対象期の取組、申請を行った場合の額	国	

目 的		事業名	給付・補助金額等	実施主体	窓口
雇 用 を 守 る	賃 上 げ の 促 進	中小企業等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度	中小企業向け賃上げ促進税制 適用期間: R6.4.1～R9.3.31までの期間内に開始する各事業年度 (個人事業主については、R7年～R9年の各年) ○必須要件(雇用者給与等支給額が前年度と比べて①1.5%以上又は②2.5%以上増加) ⇒ 控除率は①15%又は②30% ○上乗せ要件①(教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加等) ⇒ 控除率は+10% ○上乗せ要件②(くるみん以上又ははえるぼし二段階目以上等) ⇒ 控除率は+5% ※中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能	国	中小企業税制サポートセンター TEL 03 - 6281 - 9821
		中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引き上げを図る	業務改善助成金 生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成 ※物価高騰の影響を受けた以下の事業者等(特例事業者)には、助成上限額の拡大や助成対象経費の拡大の措置がある。 ・原材料費の高騰など社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が、前年同期に比べ、3%ポイント以上低下している事業者	国	業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247
			広島県賃上げ環境整備支援事業補助金 ○補助要件 ・県内に事業所を有する中小企業等 ・業務改善助成金について令和6年12月28日～令和7年9月30日までに交付申請書を提出している者 ・業務改善助成金について、令和7年12月28日までに交付額確定の通知を受けている者 等 ※この他にも補助要件あり。 ○補助率 業務改善助成金の交付確定額の1/10 ○補助金額 業務改善助成金の交付確定額に補助率を乗じた額(千円未満の端数は切り捨て) ○補助上限額: 600千円	県	広島県商工労働局雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ TEL 082-513-3411
		トラック運送事業者の人手不足対策として、法改正により多重下請構造の是正や荷待ち・荷役時間の削減等を進めるための規制措置が導入される中、賃上げ原資となる適正運賃の確保や物流効率化など、法改正への対応に必要な環境整備を加速させるため、事業者のDX推進を支援する。	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業 ●補助対象者 広島県内に本社、支社、本店、支店又は営業所等を置く中小トラック運送事業者 ※7月下旬に開催される物流DX推進セミナー(セミナーの詳細は https://www.torakyo-hiroshima.or.jp/dx/ を参照)の受講が申請要件となる。 ※営業用貨物自動車保有台数50両以下の事業者が主な対象。 ●支援内容 適正な運賃の収受や運送・荷役等の効率化など、改正物流法への対応に必要なデジタル技術の導入経費への支援 【対象例】 ・原価管理、労務管理、運行別の売上・粗利分析など、運送業務に係るデータを可視化して荷主等との交渉や経営改善を行うために必要なシステム ・実運送体制管理簿の作成に必要な情報(「請負階層」など)を適切に集計・管理する下請構造の可視化に必要なシステム ・協力会社と連携した輸送網の集約、配送の共同化など、輸配送の効率化に必要なシステム など ●支援金額 ○単独型(1事業者単独で導入する場合) 最大1,000千円(補助率1/3) ただし、車載器の導入を伴う場合、最大1,500千円(上限台数:30台) ○複数者連携型(複数事業者のグループで連携して導入する場合) 1グループ最大3,600千円(補助率1/2～2/3) ●申請受付 令和7年8月(予定)～令和8年1月30日(金)※必着	広島県トラック協会	トラック運送事業者の人手不足対策加速事業支援センター TEL 082-232-3380

※このほか、事業主・事業団体の皆様のための「制度活用ハンドブック」もご参照ください。 ⇒<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/67/07-syokouhandbook.html>